

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「世界で最も尊敬、信頼されるインベストメント・カンパニーになることを目指す」というビジョンの下、全役職員が高い専門性を身につけるとともに常に問題意識を持ち、日々改善に向けて努力を続けています。

日常業務においては各役職員がそれぞれの担当業務を相互に点検・検証するという地道な活動を積み重ねております。一方、取締役会においては迅速かつ適切な経営判断と相互監視を行い、監査役会は取締役の業務の執行を監視、検証し適切な牽制機能を果たしていくことがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考えております。

このような観点からコーポレート・ガバナンスの体制を強化するため、意思決定機関である取締役会に社外取締役を招聘しております。これにより取締役会に独立的かつ客観的な意見を取り入れ、意思決定・監督機能の一層の充実を図ることとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、東証JASDAQ 上場企業として、以下の通りコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

また、当社グループの中核事業である投資運用業においては、ステewardシップ・コードに基づく投資活動を推進しております。

<http://www.sparx.co.jp/stewardship.html>

今後も、当社グループ内で両コードを適切に実践し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主総会において、株主の皆様が意思が適切に反映され、その権利が実質的に確保されるよう努めております。

具体的には、より多くの株主の皆様が、株主総会議案の検討に十分な時間を確保の上でご出席いただけるよう株主総会関連日程を設定しており、従前より定時株主総会を、いわゆる株主総会集中日より数週間前に開催しております。また、株主総会招集通知を、その発送に先立って当社Webサイトに掲載しております。

<http://www.sparx.jp/ir/shm/>

さらに、株主総会に出席できない株主の皆様に対し、議決権行使書の郵送及びインターネットによる議決権行使方法をご提供している他、国内外の機関投資家が議案内容を十分検討して頂けるよう、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、グループとして「世界で最も信頼・尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」との明確な企業理念を全てのステークホルダーに常に発信し、“SPARX VISION STATEMENT”において、会社としての価値観と行動準則を定め、その実践に努めております。

こうした価値観と行動準則の実践の一例が、グループにおいて開発及び投資を行った再生可能エネルギー発電所の所在する地域社会との深い交流であります。地域の自治体や住民の皆様のご理解を得る活動のみならず、主に小学生を対象に再生可能エネルギーについての知識と理解を深め、“未来エネルギーにまつわる発想力”を引き出すまでを目的とした教育プログラム「こどもエネルギーサミット」を各地で開催し、児童や先生方からご好評を頂いております。なお当該活動は、2015年度グッドデザイン賞を受賞致しました。

<https://www.g-mark.org/award/describe/43220>

また、CEOやCIOなどのマネジメントが、国内外の多くの講演等で、当社の企業理念及び投資哲学をもとに「投資」についての関心・理解を深めて頂けるような啓蒙活動を継続して行っております。

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、四半期毎に、法令に基づく開示のみならず、経営戦略や経営課題等の非財務情報にも重点を置いた決算説明会を、ホームページ上や決算説明会の開催を通じて行い、その充実にも努めております。また、法令や取引所が定める適時開示に該当しない場合であっても、株主の皆様等にとって重要な事項と認識した事実が生じた場合には、積極的な開示を基本方針とし、これらの開示情報を英文でも提供しております。

なお、これらの基本方針を、IR情報開示方針として定め、開示しております。

<http://www.sparx.jp/ir.html>

基本原則4 取締役会等の責務

当社の取締役会は、事業を推進するグループ子会社の迅速・果敢な意思決定と実行が確保されるよう、グループ全体の経営戦略や経営計画の設定とそのモニタリングを主要な役割と位置付けており、従前より取締役の3分の1以上かつ複数の独立社外取締役の参加により、業務執行から一定の距離を置いた上で戦略設定、執行部門からの提案に対する迅速な審議と決定、経営の監督等に努めております。

取締役会は、毎月一回以上は開催され、活発な議論を行う環境の確保に努めているほか、監査役会も独立性を確保した上で、常勤監査役が執行部門の重要な会議体に参加すること等によって積極的な情報収集を行うことで、監査の実効性を高め、株主の皆様への受託者責任を適切に遂行するよう努めております。

基本原則5 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主・投資家の皆様との積極的かつ建設的な対話が重要と認識し、年2回の決算説明会(映像配信を含む。)や株主総会後の経営方針説明会を開催し、マネジメント自らが、株主・投資家の皆様に、直接当社の現状や課題、今後の成長戦略などについて、ご説明しております。また、国内外のアナリスト等からの取材等にも、積極的に対応しております。

2. 資本構成

外国人株保有比率	10%未満
----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阿部 修平	82,182,600	39.22
株式会社阿部キャピタル	25,600,000	12.22
清水 優	6,500,000	3.10
クリアストリーム パンキング エス エー	2,007,500	0.96
ゲインウェル セキュリティーズ アカウント クライアント864000	1,801,700	0.86
阿部 朋子	1,706,700	0.81

エスアイエックス エスアイエス エルティーディー	1,628,300	0.78
クレディ スイス ルクセンブルグ エスエー カスタマー アセット ファンズ ユーシッツ	1,600,000	0.76
諫山 哲史	1,595,590	0.76
深見 正敏	1,428,700	0.68

支配株主（親会社を除く）の有無	阿部 修平
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社代表取締役社長の阿部修平は、本人と近親者及び所有する会社が有する当社株式に係る議決権の合計が、当社の議決権の過半数であり、東京証券取引所の規則に定める支配株主に当たります。

原則として、阿部に対する役員報酬等以外は、阿部個人はもとより、近親者や所有会社と当社との間で取引関係が発生することは想定していませんが、社外取締役・社外監査役を含む各取締役及び各監査役がこのような取引の有無等を監督すること、及び、仮に阿部と会社との間で利益相反や自己取引等が生じる場合は、会社法の定めに従い、取締役会において決議等を行い、当社及び当社株主の不利益とならないよう十分に留意してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
見学 信一郎	他の会社の出身者											
中川 俊彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
見学 信一郎	○	——	電力業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、当社社外取締役に選任しております。当社と見学氏との間に利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準及び役員の属性についてのチェック項目に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
中川 俊彦	○	——	金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、当社社外取締役に選任しております。当社と中川氏の間に利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準及び役員の属性についてのチェック項目に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役及び監査役会は、内部監査結果については内部監査室から随時、会計監査人の監査結果については定期的に会計監査人から、それぞれ監査結果の報告を速やかに受ける等、相互連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 一義	他の会社の出身者													
田中 裕幸	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 一義	○	——	金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、主に内部統制システムの確立及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から当社の監査に活かしていただくために、当社社外監査役に選任しております。当社と木村氏との間に利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準及び役員の属性についてのチェック項目に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
田中 裕幸	○	——	弁護士・公認会計士としての豊富な経験に基づく幅広い見識を、主に内部統制システムの確立及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から当社の監査に活かしていただくために、当社社外監査役に選任しております。当社と田中氏の間に利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準及び役員の属性についてのチェック項目に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、取締役会の決議によって報酬額を決定しております。具体的には、当社は持株会社であることから、当社の取締役(社外取締役を含む)に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として、常勤・非常勤の別、役職に応じた固定報酬額のみとしております。

また、グループ会社の役員等を兼務し、グループにおける業務執行にも責任を持つ当社の取締役への報酬等は、まずグループ全体に対する職責等を勘案して各人の報酬等の総額を決定した上で、上述した持株会社である当社における固定報酬額を控除し、残額を、兼務する事業子会社において固定報酬等として支給しております。なお、兼務する事業子会社においては、グループ業績やグループ業務執行への貢献度合い等により賞与支給を行う場合がある他、当社グループの中長期的な成長へのコミットメントをより確実なものとするため、ストックオプションの付与等を行うことがあります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

ストックオプションを過去複数回にわたり付与しているため、詳細については当社平成28年3月期有価証券報告書、第一部 企業情報、第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(9) スtockオプション制度の内容をご参照ください。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

	人数(名)	報酬等の総額(百万円)
取締役	6	25
監査役	3	14
合計	9	40

(注) 上記には、平成27年6月2日開催の第26回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、取締役会の決議によって報酬額を決定しております。具体的には、当社は持株会社であることから、当社の取締役(社外取締役を含む)に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として、常勤・非常勤の別、役職に応じた固定報酬額のみとしております。

また、グループ会社の役員等を兼務し、グループにおける業務執行にも責任を持つ当社の取締役への報酬等は、まずグループ全体に対する職責等を勘案して各人の報酬等の総額を決定した上で、上述した持株会社である当社における固定報酬額を控除し、残額を、兼務する事業子会社において固定報酬等として支給しております。なお、兼務する事業子会社においては、グループ業績やグループ業務執行への貢献度合い等により賞与支給を行う場合がある他、当社グループの中長期的な成長へのコミットメントをより確実なものとするため、ストックオプションの付与等を行うことがあります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に専属のスタッフは配属されていません。

ただし、取締役会の資料につきましては、社外取締役(社外監査役)に事前に配布しております。

また、特に重要な案件につきましては、案件の理解を深め、適切な判断が下せるよう複数回の取締役会で討議の上、決議を採ることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜取締役会・取締役＞

当社の取締役会は、経験豊富な4名の取締役で構成されており、毎月一回開催の定例取締役会に加え、随時必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速に経営上の意思決定を行っております。なお、取締役の経営責任をより明確にし、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に対応し経営体制を機動的に構築するため、当社の取締役の任期は1年に短縮されております。

＜監査役会・監査役＞

当社の監査役会は、当社グループの実務に精通した社内監査役1名と、2名の独立した社外監査役により構成されており、業務執行の適法性、妥当性の監視を行っております。また、ガバナンス体制を強化するため、社外取締役2名を招聘することで、取締役会に独立的かつ客観的な意見を取り入れ、意思決定・監督機能の一層の充実を図っています。

＜その他＞

その他、金融商品取引法等の諸法令・諸規則遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会の他、取締役会の指定する事項について、その諮問内容に応じて調査、審議、立案、答申等を行う各種委員会を設置しております。また、海外子会社も含めたコンプライアンス担当者間で連絡を密にし、グローバルな視点からも業務執行に関する法令遵守及びリスク管理の検討を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、長期的・継続的な株主価値の最大化を実現する上で、コーポレート・ガバナンスの確立が極めて重要な課題であると考えております。このような認識をベースに、当社グループが掲げる「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」というビジョンの下、全役職員が高い専門性を身につけるとともに常に問題意識を持ち、さらなる改善に向けて日々努力を重ねることを基本方針としております。

当社は、取締役会が迅速かつ適切な経営判断と取締役の相互監視を行う一方、監査役会が取締役の業務の執行を監視、検証し適切な牽制機能を果たしていくことが、ガバナンス体制として最も効率的かつ効果的と判断し、監査役会設置会社を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を株主総会開催日の18日前に発送していることに加えて、発送日の2日前に当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席していただくため、例年、定時株主総会はいわゆる株主総会集中日より前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しています。また、株式会社ICJが運営する機関投資家向けの議決権プラットフォームへの参加も同時に行い、株主の議決権行使にあたって従来の総会出席及び書面に加えて様々な選択肢を用意しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	電磁的方法による議決権の行使を採用しています。また、株式会社ICJが運営する機関投資家向けの議決権プラットフォームへの参加も同時に行い、株主の議決権行使にあたって従来の総会出席及び書面に加えて様々な選択肢を用意しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上で公表している。(和英)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会(映像配信を含む。)を開催。 また、証券会社が主催する個人投資家向けIRセミナーへ参加する等行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会(映像配信を含む。)を開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書といった法定開示書面のほか、決算短信や決算説明資料を、適時に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部がIRを担当している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループとして「世界で最も信頼・尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」との明確な企業理念を全てのステークホルダーに常に発信し、“SPARX VISION STATEMENT”において、会社としての価値観と行動準則を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループにおいて開発及び投資を行った再生可能エネルギー発電所の所在する各地域で、主に小学生を対象に再生可能エネルギーについての知識と理解を深め、“未来エネルギーにまつわる発想力”を引き出すまでを目的とした教育プログラム「こどもエネルギーサミット」を開催しております。 また、当社グループのCEOやCIOなどのマネジメントが、国内外の多くの講演等で、当社の企業理念及び投資哲学をもとに「投資」についての関心・理解を深めて頂けるような啓蒙活動を継続して行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにおいて、法定開示書類をはじめとする開示内容を充実させることに努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、意思決定及び業務執行の適法性、妥当性を監視する機能を強化し充実するため、独立した社外取締役を招聘してこれを構成する。また独立した社外監査役を含む監査役により、業務執行の適法性・妥当性の監視を行う。
- (2) 社外取締役及び社外監査役のうち、証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を充たす者については、原則としてその届出を行う。
- (3) 取締役は法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、取締役は年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令及び諸規則への理解を深める。
- (4) 国内外の諸法規等を遵守するため、取締役会直轄の組織としてコンプライアンス部門を設け、法令等遵守の状況については、当該部門が主催する委員会での審議を経て月次取締役会にて報告する。
- (5) 取締役の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長及び監査役とし、外部窓口は法律事務所とすることにより、役職員から通報や相談を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）に関連資料とともに保存・管理する。

イ 株主総会議事録

ロ 取締役会議事録

ハ 監査役会議事録

ニ その他文書規程及び経理規程に定める文書

- (2) 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、担当部署はいつでも当該要請のあった文書、情報を閲覧又は謄写に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、リスク管理体制構築の重要性に鑑み、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理体制を整備する。
- (2) リスク管理担当部署は、リスクの把握と管理に努める。また、それらの結果を必要に応じて取締役会に報告する。
- (3) 取締役会は個々のリスクに対して、必要に応じて対応方針を審議し、適切な対策を講じる。
- (4) 地震や風水害等の自然災害、或いは火事や停電、テロ行為等による被害に対しては、業務継続計画を予め整備し、事前対応に努めるとともに被害発生時の効果的な対応に備える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営方針や経営戦略等に関する経営上の重要な事項については、取締役会規則に基づいて協議を行い、決定する。また、取締役の権限及び責任の範囲については、組織規程及び業務分掌規程を定めることで、取締役が効率的に職務執行を行う体制を確保する。
- (2) 事業展開における臨機応変な対応を可能とするため、取締役の任期は一年とする。取締役は、意思決定に当たって善管注意義務が十分に果たされているかを相互に監視するとともに、効率性及び健全性の確保に努める。
- (3) 取締役会は毎月一回以上開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。月次の業績については、定例の取締役会にて報告され、レビューされる。
- (4) 取締役会は、専門的な事項について調査、審議、立案、答申等を行う諮問機関として各種委員会を設置する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人は、法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、各種の会議等を通じ経営理念の浸透を図る。
- (2) 社内規程は法令の改廃等に合わせ随時見直し改定するとともに、これを全社員に告知徹底する。また、全社員は入社時及び年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令、諸規則及び社内規程への理解を深める。
- (3) 国内外の諸法令及び社内規程を遵守するため、コンプライアンス部門が主催する委員会を設置してコンプライアンス体制を検証するとともに法令上の諸問題を調査、検討し、取締役会で対応方針を決定する。
- (4) 社内で発生するコンプライアンスに関する諸問題は「インシデント・レポート」等により各部門からコンプライアンス部門及び内部監査部門に報告され、委員会での審議の後、取締役会に報告される。また、懲罰の要否を検討する必要がある場合には別途委員会において審議し、就業規則等に従い社内処分を行う。
- (5) 使用人の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長及び監査役とし、外部窓口は法律事務所とすることにより役職員から通報や相談を受ける。
- (6) 取締役会直轄の内部監査部門が、使用人の職務の執行が諸法規、定款、社内規程及び企業倫理等に従って適正かつ効率的に行われているかを監査し、取締役会に対して報告する。
- (7) 取締役会は、財務報告にかかる内部統制が有効に機能するよう、全社的な統制・IT統制・業務プロセス統制に関する統制活動の文書化、内部統制の評価、有効性の判断、不備の是正等の活動を逐次モニターする。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各子会社の経営については、子会社管理規則に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握し、必要に応じて取締役会に報告する。
- (2) 取締役会は必要に応じて主要子会社の代表者から業務報告を直接受ける。
- (3) 主要子会社において法令・諸規則を遵守するため、その規模や業態などに応じて、SPARX GROUP CODE OF ETHICS PROTOCOLに従い所定の事項を盛り込んだ各社ごとの社内規程を採択させる他、グローバルな視点から業務執行に関する法令遵守及びリスク管理を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助するための使用人を置く。
- (2) 当該使用人は、原則として監査役会の専属とし、その使用人の異動、評価等人事全般の事項については監査役会の同意を得る。

8. 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社及び国内子会社においては、

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 取締役及び主たる使用人は監査役との会合を定期的に開催し、経営及び業務執行に係る諸問題を監査役に報告するとともに意見交換を行う。
- (3) 監査役は取締役会等の重要会議に出席し取締役及び使用人から受けた報告の内容を監視・検証し、必要に応じて、助言又は意見の表明あるいは勧告、行為の差し止め等の措置を講じる。

海外子会社においては、

現地法令等により必ずしも監査役が選任されていない会社もあることから、子会社取締役を勤める当社役職員への報告や月次グローバル・コンプライアンス報告によって、当社監査役へ間接的に報告する。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（直接・間接を問わず）監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法の定めに基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見を交換する。
- (2) 監査役は、内部監査結果について内部監査部門から随時報告を受けるとともに、会計監査の結果については会計監査人から定期的に報告を受ける。また、効率的かつ効果的な監査を行うため、それぞれ連絡会議を開催する等により情報の共有に努める。
- (3) 監査役は、重要会議の議事録等を随時閲覧するとともに、必要に応じ、説明を求める。
- (4) 監査役は、各社監査業務にかかる情報共有、意見交換に努める。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の経営者評価に関する基本規則」を策定し、取締役会が決定する年度基本方針に基づき、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制の整備、運用並びに評価を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 適時開示の基本方針

当社は、株主や市場参加者の皆様が、当社グループについての理解を深め、適正な評価をしていただくために、信頼のおける情報を、公平、迅速、客観的な形で、開示、発信していくことを適時開示の目的としております。

2. 適時開示の社内体制

当社では、IR担当部門（経営管理部）が中心となって、関連部門と密接な連携のもとに、適時開示情報の把握、開示資料の作成・公表、投資家や市場関係者の皆様からの問い合わせ対応を行っております。なお、IR担当部門は、会社情報を以下の区分に沿って、開示手続きを行っております。

(1) 発生事実

重要な発生事実は、子会社を含めた各部署の責任者からIR担当部門に報告され、情報管理責任者とIR担当部門で適時開示の要否を検討しており、開示対象と判断した場合には、直ちに開示しております。

(2) 決定事実

重要な決定事実は、取締役会の決議に基づき決定されており、開示対象となる決定事実は、決議がなされた取締役会終了後、直ちに開示しております。

(3) 決算情報

決算情報の内容は、取締役会の承認に基づき決定されており、開示対象となる決算情報は、承認がなされた取締役会終了後、直ちに開示しております。

コーポレート・ガバナンス体制

